

「Sasakawa 看護フェロー」留学に係る合意書

公益財団法人笹川保健財団（以下「甲」という）と XXX（以下「乙」という）とは、甲が実施する海外留学制度 Sasakawa 看護フェロー事業（以下「本事業」という）において乙が Sasakawa 看護フェロー（以下「フェロー」という）として留学し、甲が乙に奨学金を以下の通り支給することに合意する。

（本事業の目的・内容）

- 第 1 条 甲は、国際状況や地球環境の変化と国内ニーズを的確に把握し対応できる知識と能力を持つ看護職リーダー育成のため、選考委員会の審査を経て決定された乙の海外留学を支援する。乙は、甲による上記目的を認識の上、フェローとして備考 1 に記載の海外受入大学（以下「受入大学」という）へ留学する。
- 2 乙は備考 1 に記載の留学期間中、受入大学にてフルタイムの学生として 修士課程 に在籍し、学業に従事するものとする。
- 3 乙が留学先の大学を変更する場合は、甲の事前の承認を得なければならない。
- 4 乙は、留学期間中もフェローとして、フェロー活動と学業の両立を図るものとする。

（支援内容）

- 第 2 条 支援内容は、甲が乙に対して、 修士課程 留学に必要な授業料、住居費、保険料、一回の留学に係る一往復分の渡航費（以上実費。ただし原則年間上限 1 0 万米ドルまでとし、これを超える場合は甲乙協議の上支給額を決定する）及び留学期間中の生活費（月額 1 0 0 0 米ドル定額）（以下これらを合わせて「奨学金」という）を支給するものとする。奨学金の支給金額及びその支払方法の詳細については、別紙「奨学金支給基準」によるものとする。ただし、物価、経済事情及び為替変動等その他の事由により別紙に定める内容が適切ではないと判断される場合は甲乙協議のうえ改定するものとする。

（支援期間）

- 第 3 条 乙が、第 2 条に規定する奨学金を受給できる期間は、 修士課程 開始時より 2 年間を上限とし、課程開始あるいは修了時が変更となる場合等は、甲と協議のうえ甲が変更を決定する。
- 2 学位を取得することなく上記期間を超過した場合、本契約は自動的に終了する。

（フェローとしての義務）

- 第 4 条 乙は、フェロー活動として、甲の定める研修（講義、学会参加、レポート提出等）に可能な範囲で参加し、自身の留学経験やフェロー活動について、甲の求めに応じ、積極的な発信に協力する。また、年に 2 回程度、甲が求める様式での留学報告に応じなければならない。
- 2 乙は、甲が本事業についての情報開示と広報の目的のため、乙の氏名、性別、年齢、所属、研究テーマ、略歴などを公表または第三者に提供することに同意する。

（本契約の解除）

- 第 5 条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合、甲は、乙に催告することなく、本契約を解除すること

ができる。

- （1）乙が法律や規則、社会倫理に反する行動を取った場合
- （2）乙の甲に対する申請書やその他提出書類の記載事項が事実と異なっていた場合
- （3）乙の死亡等により、事実上留学の継続が不可能となった場合
- （4）甲が、乙の申請書に記載された（または乙から甲に対しその後の変更を通知し、甲にて把握した旨回答したもの）電話番号、メールアドレスに連絡し、乙からの連絡を要請しているにもかかわらず、乙が甲に対して連絡しない状況が 2 か月継続した場合
- （5）乙が本契約（第 4 条に定める義務の履行を含むがそれに限られない）に違反し、甲が相当期間を定めて是正を求めても是正されなかった場合
- （6）留学の継続が困難となった場合
- （7）甲が実施する面談で評価不良となった場合
- （8）乙が本合意書記載の期間に受入大学に入学しなかったとき
- （9）乙が受入大学において正当な理由なく受入大学の授業等に参加しないとき
- （10）乙が甲への通知なく受入大学を正当な理由なく退学したとき
- （11）乙が第 9 条（表明・保証、誓約）に違反したとき
- （12） 乙が支援金を使用目的外に使用した場合、または必要な時期までに使用目的に使用していないことが判明した場合

- 2 前項により甲が本契約を解除した場合、甲は、乙に対し、乙が受領済みの支援金の一部または全額の返金を求めることができ、乙は直ちに返金するものとする。

（免責事項）

- 第 6 条 乙は、留学において第三者に対し損害を与えた場合、乙の責任においてその賠償を行うものとし、甲には一切の迷惑をかけないものとする。

（機密保持）

- 第 7 条 乙は、甲から開示された機密情報及び個人情報を甲の事前の書面による同意を得ることなく、第三者に開示しないものとする。

（事故報告）

- 第 8 条 乙は、留学の継続が不可能となり、または遂行に支障を来たす恐れのある場合には、すみやかにその旨を甲に報告し、指示を受けるものとする。

（表明・保証、誓約）

- 第 9 条 乙は、甲に対し、本契約の締結日時点及びそれ以後本契約が終了するまでのいずれの時点においても、次の各号に記載された事項が真実に相違ないことを表明・保証、誓約する。
- （1） 本事業の応募申請時に甲に提出した申請書類、その他の書類に記載された内容に虚偽がないこと
 - （2） 本契約締結後に乙が甲に提出した書類に記載された内容に虚偽がないこと
 - （3） 乙が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（以下「反社会的勢力」という）に属しないこ

- と、属したことがないこと
- (4) 反社会的勢力を利用していない、反社会的勢力に対して資金・便宜等を提供・供与して
いないと認められること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (6) 自ら又は第三者を利用して、甲又は甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為又は脅迫的言
辞を用いないこと

(協議)

第 1 0 条 本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(準拠法・合意管轄裁判所)

第 1 1 条 本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものし、本契約に関する
いかなる訴訟も東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(備考 1)

受入大学 XXX University, M.S. Program in XXXX (修士課程)

留学期間 2022 年秋学期修士課程開始時から 2024 年修士課程修了時まで

この契約の成立を証するため、甲にて記名押印した電磁的記録を作成し、乙は電子的なサインを行い、
かかる電磁的記録を原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2022 年月日

(甲) 東京都港区赤坂 1 丁目 2-2 日本財団ビル 5 階

公益財団法人 笹川保健財団
会長 喜多 悦子

(乙) 住所

氏名

【別紙】 奨学金支給基準

Sasakawa 看護フェロー各費支給額及び支払い方法について

費目	支給額	支給方法と流れ（支給通貨）	備考（支給時期）
受入大学 納付費・ 学費	実費	1. フェローが笹川保健財団に大学からの情報 （金額及び銀行情報）を提出 2. 財団が内容を確認し、承認 3. 財団から実費を受入大学へ直接振込み （米ドル）	受入大学の定めるタ イミング 各学期／会計年度ご と（先払い）
往復旅費	実費	1. フェローが片道エコノミークラスの航空券を 手配、財団へ提示 2. 財団が内容を確認し、承認 3. 財団が現地交通費を含む実費をフェローの口 座へ振込み（円支払いの場合は円で日本口座に 送金）	出国・帰国時の 2 回
保険	実費	1. フェローが受入大学指定の保険の有無や各自 の希望する保険内容について調査、選定し、フ ェローシップ期間をカバーする保険を選定 2. 財団／フェローが内容を確認し、承認 3. フェローが保険代を立て替え払いした場合は、領収書及び保険証書の写しをフェローから 財団へ提出 4. 財団から実費をフェローの口座へ振込み。	大学指定の保険料を 大学に直接支払う場 合は受入大学の指示 に従う。
滞在地 住居費	各大学の寮費規 定に準じる ※やむを得ず寮 契約ができない 場合は寮がない 場合は寮費の 130%を上限に家 賃を支払う	1. フェローが住居を選定、契約 2. 賃貸額が明示され、フェローが確かに賃貸す ることがわかる賃貸契約書の写しをフェローよ り財団へ提出 3. 数か月～半年分の賃貸料の請求書をフェロー が作成し財団へ提出 4. 請求額をフェローの海外口座へ先払い （米ドル）	概ね学期ごと。 ただし寮費を大学に 直接支払う場合は受 入大学の指示に従 う。
生活費	定額 1000 ドル／月	図書費、研究費、学会参加費等を含む。数か月 ～半年分をフェローの海外口座へ先払い （米ドル）	概ね学期ごと。初回 支払いは、旅費、保 険料、住居費等と併 せてプログラム開始 前に支払う。

※学費、旅費、住居費、保険料の合計は原則 10 万ドル以内とし、これを超える場合は別途協議する
こと。